

参 考 資 料

○市町村における多様な相談支援体制のあり方（例）

○自治体における取り組み事例

（留意事項）

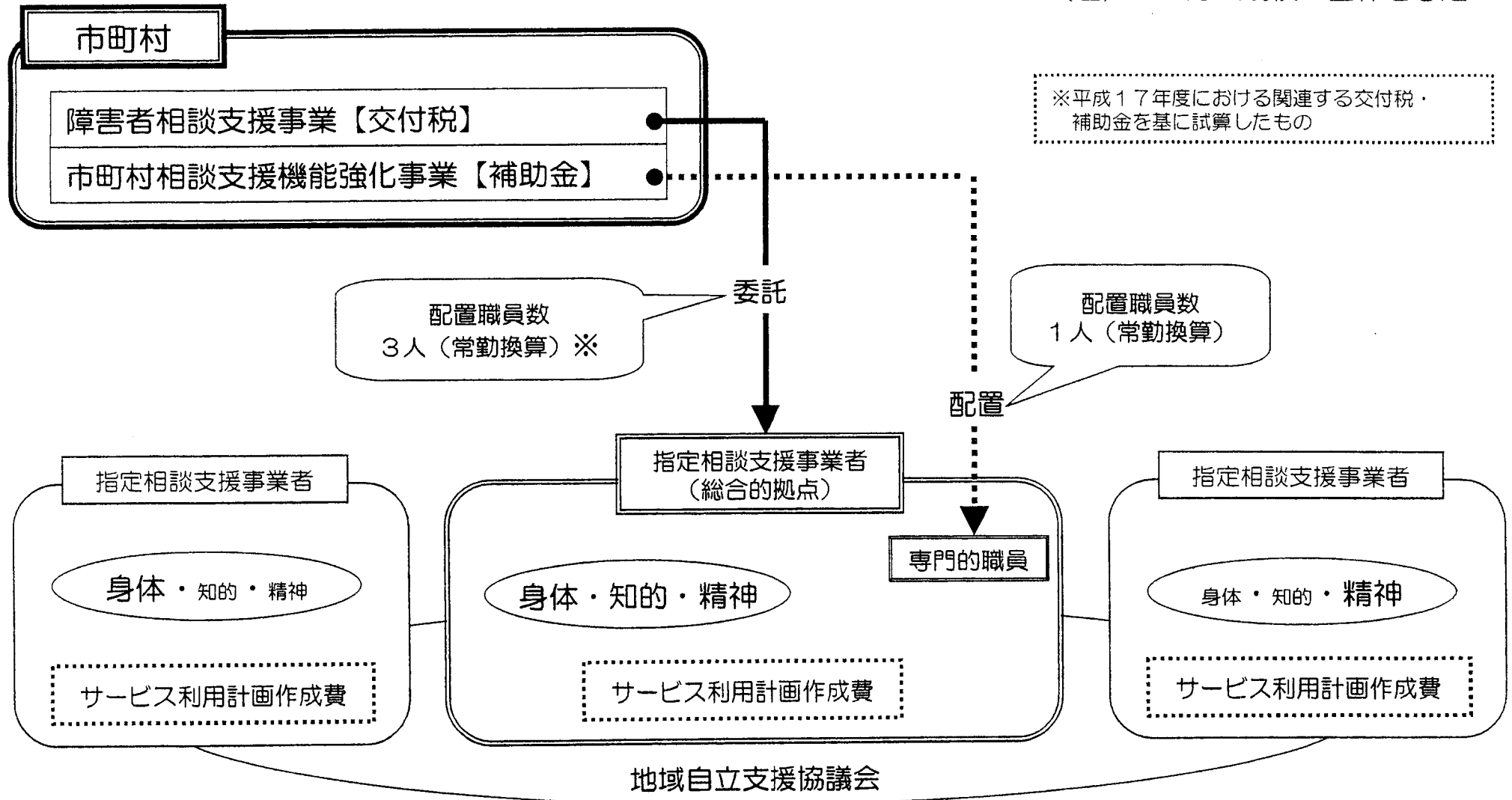
今回「市町村における多様な相談支援体制のあり方（例）」によりお示しする職員配置人数は、平成17年度における関連する交付税・補助金等を基に試算したものであり、人口10万人規模の団体における目安である。

市町村における多様な相談支援体制のあり方（例）

【ケース1】 障害種別に関わらず総合的拠点を設置している例

（注）10万人規模の団体を想定

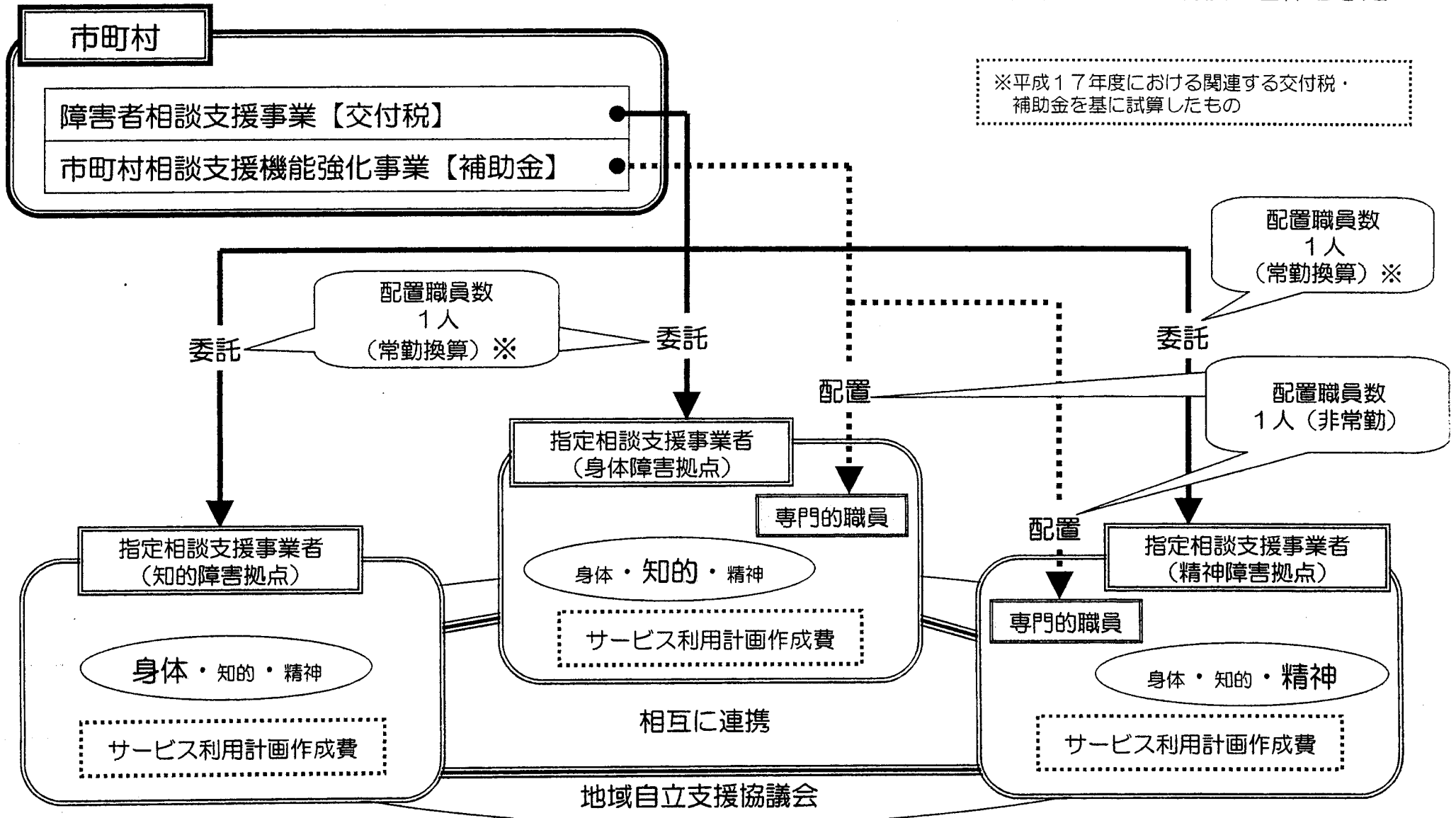
※平成17年度における関連する交付税・補助金を基に試算したもの



【ケース2】 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携している例

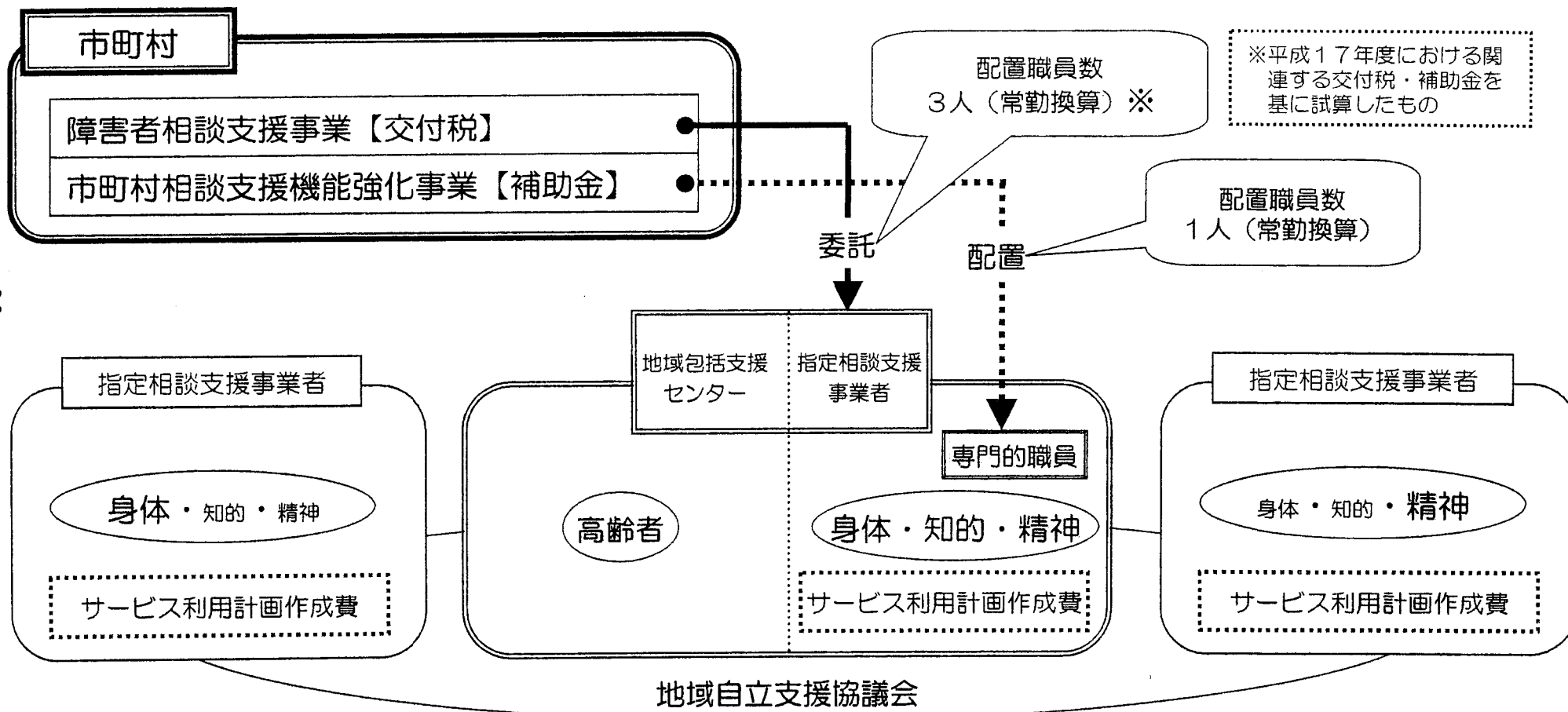
(注) 10万人規模の団体を想定

※平成17年度における関連する交付税・補助金を基に試算したもの



【ケース3】介護保険法に基づく地域包括支援センターとともに総合的な相談窓口を設置する場合の例

(注) 10万人規模の団体を想定



※平成17年度における関連する交付税・補助金を基に試算したもの

(留意事項) 地域包括支援センター職員とは別に、障害者の相談支援を担当する職員を専従で配置すること。